## 第56回河川保全利用委員会における議事整理表

	第00回河川休王刊用安良云(C83)		
議事	第56回河川保全利用委員会(R1.9.14)議事内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第56回委員会での結果(各委員から出された意見の提案・助言)	備考
4. 議事 1)委員長及び副委 員長選出	●第8期における河川保全利用委員会の正副委員長を互選(投票)により選出した。	_	
2-1)これまでの委 員会運営等の経緯 及び最近の動向	●河川管理者から「参考資料-1 これまでの委員会運営等の経緯及び最近の動向」について説明を行い、了承した。	_	
2-2)第55回委員会 活動の整理事項	●事務局から「資料-2 第55回河川保全利用委員会 審議事項の整理表」にて審議事項を確認し、承認した。	_	
3)審議対象公園の 許可状況	●「資料-3 審議対象公園の許可状況」にて事務局から説明を行い、承認した。	_	
4)野洲川ふれあい 広場の更新申請に 係る意見の提案・助 言		◆ 委員会で出された意見をもとに、河川管理者が判断し占用許可更新申請に対し審査を行う。	
5. 委員会の今後の スケジュール	●「資料-6 審議対象となる野洲川占用施設一覧」により説明を受けた。	_	
6. 一般傍聴者から の意見聴取	なし	_	
7. その他	なし	_	

# 審議対象公園の許可状況について

- ■令和2年度委員会審議対象公園
  - ① 野洲川ふれあい広場 (野洲市・守山市)
  - ①野洲川ふれあい広場 (野洲市・守山市)

令和 2年 9 月28日 野洲市・守山市より占用許可申請

令和 2年11月 許可処分(決裁中)

(許可書交付時に河川管理者より、委員会意見に基づく内容を指導した)

### 野洲川ふれあい広場に係る占用更新許可の判断について

野洲川ふれあい広場は、第56回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、自然環境の保全・再生の観点等から、

- ○親水護岸あるいは親水性を高める(川に親しめる)整備の取り組みの検討、
- ○改修や補修時における、景観や自然環境に配慮した園路舗装構造への見直しの実現性、
- ○植替が必要となった場合における、在来植生に配慮した植樹の実現性、
- ○占用者による施設及び周辺の生育生物の実態把握や、施設が環境に与える影響の確認・ 検証、環境に配慮した管理方法等、

などについて、更なる検討や取り組みの必要性についてご意見やご指導をいただいたところである。

一方で、本施設は、地域住民等から様々な河川空間としての利用がなされ施設存続のニーズがあると認められること、現状の自然環境の保全に一定の配慮をした維持管理や取り組みが行われ、樹林化の抑制や防災の観点に資する役割が認められること等の理由から、河川整備計画及び基本理念等を大きく逸脱したものではなく、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態の一つであると考える。

このため、占用者に対して、第56回河川保全利用委員会において各委員からいただいたご意見等を踏まえて環境保全・再生に関する指導を行い、これに真摯に対応されることを前提に、占用期間満了に伴う更新申請について、河川法第24条(土地の占用の許可)の審査基準である「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号、最終改正平成28年5月30日国水政第33号)の(別紙)河川敷地占用許可準則、第五(占用許可の基本方針)に基づき審査した結果、占用者には環境の再生・保全に関して、下記の取組みを真摯に検討することを求めるものとし、占用期間を5年として更新許可することが妥当と判断した。

なお河川管理者としても、次回許可更新までの間、適宜フォローアップを行い、占用者 の取り組みや検討状況について確認を行うものとする。

- ・ 親水性を高める整備への取り組み
- ・ 園路等の改修・補修時において、景観や自然環境に配慮した構造への見直し
- 植え替えを実施する際に、在来植生や生態系に配慮した植樹についての実現性
- ・ 占用区域及び周辺での生態系の実態把握や、施設が周辺環境に与える影響の確認及び 検証、環境保全に資する維持管理の持続的取り組み

### 野洲川中洲親水公園(守山市)

経

繪

利

用

「(仮称)野洲川中洲地区河川公園」は、守山市による「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」における地域の意見をもとに、「昔のように水遊びや水辺の散策などができる親しみのある野洲川の復活」、「野洲川の自然の地形を利用した誰もが安全に利用できる親水空間」を目的として計画された公園である。 主な施設としては、自然環境保全・創出広場、自然体験交流広場、緑陰の広場、駐車場、水辺に近づくことのできる緩やかな斜面の護岸の整備を予

定している。

利用形態としては、野洲川の自然に親しむ自由利用のほか、地域活性化のための各イベントや小学校における環境教育の場等としての利用が予定され ている。

こりを環境保全・創出広場を設け、極力人の手を加えないこととし、また、それ以外の広場についてもより自然に近い形態とすることにより、河川環境への配慮が見られる構想であるが、環境への影響が明らかでない部分がある。 また、公園の安全管理、施設管理、維持管理のための具体的な計画について定められていない。

状 況

> 委 4

の 判 断

要

頂 当委員会は、河川敷利用の基本理念及び基本方針に則り審査を行った結果、次のように判断した

コンテスム、バーストールジャーなど、ボールディングに対するという。 本公園は、河川敷利用の基本理念である「川でなければできない利用、川に活かされた利用」および河川敷利用の基本方針に沿った目的であり、委員 会の掲げる望ましい利用形態の例である「自然散策等健康増進のための親水空間としての利用」であると認められる。ただし、「自然環境保全・創出」につ いて内容が具体的ではなく、また、現在は水辺に近づくことが容易であるものの、流路等の変化が生じた場合の利用のあり方について想定がなされていな

#### ■占用許可(新規)に関連する要望事項■

【占用許可に関連する意見】

① イベント及び自由利用についてさらなる促進を図り、利用状況を把握できるよう計画されたい。イベントにおいては守山市、主催者それぞれの対応義務を ① 1ヘント及ひ目田利用についてきらなる促進を図り、利用状況を把握できるよう計画されたい。イベントにおいては守山市、主催者それ明確にすること、周辺の交通も含め参加者増対策を定めておくこと、利用者視点の共同利用のあり方について考えておくことが望まれる。② 広場の表層等施設整備による環境への影響に配慮し、さらに継続的な監視をされたい。
③ 安全管理、施設管理、維持管理のための具体的な計画について、以下を踏まえ、早急に作成されたい。
(1) 砂州の形・高さの変化、水深の変化に対応した安全管理、施設管理。
(2) 川砂の採取、ゴミ投棄等の不法行為に対する監視等の対策。
(3) 低水路への斜路等、水辺付近における子ども、お年寄り、身体障がい者への安全対策。
(4) 継続的かつ適正な草刈等維持管理となるような、方法、頻度等。なお、地域と協働した維持管理となることが望まれる。
(5) 治水・環境上問題とならない自然環境保全・創出方法。
(6) 安全対策や利用上の注意について、子どもへの配慮をした看板、また広報への記載や小学校における思想

(6) 安全対策や利用上の注意について、子どもへの配慮をした看板、また広報への記載や小学校における周知。
④ 自然環境の創出と保全の違いを整理し、創出と保全の実現のために本公園にて実施される内容について明らかにされたい。
⑤ 砂州の形状や流路の変化が生じ、斜路を利用し水辺に近づくことが困難になることも想定される。その場合の利用のあり方について検討されたい。

⑥ 地元の理解、意見について、今後も継続して得るよう努めていただきたい。

・さらなる利用促進が見込まれるよう、市広報誌やホームページなどを活用し、周知を図っていきます。
・利用状況の把握については、イベント等の入込数は主催者に報告等を求めて把握に努めるとともに、自由利用は巡回等の中で把握に努めます。
・・イベント実施の際の責任については、行為許可申請書の提出を求め、行為内容についてしっかりと吟味し、水難事故につながるようなイベントに係る部分の責任は主催者に事故対策を義務付けるようにし、内容を許可条件に附して対応していきます。
・遊具等、施設としての瑕疵に係るような内容については管理者(守山市)として担保するよう、日常点検をはじめ点検に努めます。

イベント時の参加者増対策としては、公園の利用スペース、駐車スペースには限りがあり、主催者に利用時の車両乗り入れ台数の制限や送迎バスについ ての検討、利用区域を区切って行うなど条件を附すようにしていきます。

・利用者視点の共同利用については、今年度公園整備が完了予定であることから、今後の利用状況を注視しつつ、検討をしていきます

② 今年度が公園整備の最終年度であり、引き続き監視を実施します。

③ 平成27年度に管理計画を策定し、平成28年2月3日付けで河川管理者へ承認申請を行い、平成28年4月28日付けで承認を得ています。 (1)利用者に河川で遊ぶ際の注意喚起を促していくとともに、増水時以外での立ち入り自体が危険な場合には、管理計画第9条、第10条(傾斜護岸の使用 の中止と措置について)に基づき対応します。

(2)日常管理にて対応していきます。

(3)利用者に利用時の注意喚起を実施しつつ、ご意見にあるような方の利用の際には保護責任者に対し利用時の配慮をしてもらうよう、呼びかけをしていき ます。

(4)業務委託として全体管理で年間2回の除草に加え、地元管理(芝生のみ)での3回を実施しています。

(5)環境についてはある程度川や自然に任せつつ、公園の利用の支障とならないことを前提に、全体として年間2回の刈込(芝生は地域の3回加算)を実施 することで、全体の適正な維持管理を図り、治水に支障が生じるなど放置状態にならないようにするとともに、環境の維持に努めていきます

(6)公園内看板にて案内を行い、強調する内容については親水護岸の掲示板や仮設看板を活用するなどして注意喚起をしていきます。また、近隣小学校へ の川の安全利用についても併せて周知をしていきます。

④ 保全とは、ある程度自然に任せつつも、あるがままを放置するような状況ではなく、整備においてできあがった状況に対し、公園利用に支障がない範囲で 一定の管理を介して占用区域の環境を維持していくことで公園環境の維持管理や整備時の環境の維持保全に努めることと考えています。 また、園内のゴミ回収はもちろんのこと、河道内の漂着ゴミ、雑草除去、樹木の伐採など河川の環境を守ることを利用者や地元住民と協働で行い、その結果

として、河川空間から憩いややすらぎなどを享受できるよう継続的に保全していくことで、河川と共生できる新たな利用空間を創出できるものと期待しています。

⑤ 上記を念頭におきながら、公園を適切に維持管理し、最小限度にとどめ、環境の保全に努めていきます ⑥ 現状は地元と協働で維持管理を行っているところであり、今後も地元学区と協議の場を持ちながら管理を進めていきます。

去 മ

取 細

状 況

ф

翢

報

【新規占用許可申請のため、過去の審議経緯なし】

護 経

## 野洲川中洲親水公園占用許可申請説明書の概要等

区分	基本的事項	占用許可審 査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考
-	_	-	1 野洲川中洲親水公園の概要 〇下記「3.審査区分 B 占用施設の計画と設置理由の検証 [B-1]占用に係る事業計画の概要、占用の必要性、経緯 [B-1]占用施設の概要」を参照。	_		
-	-	-	2 占用の経緯 〇下記「3. 審査区分 B 占用施設の計画と設置理由の検証 [B-1]占用に係る事業計画の概要、占用の必要性、経緯 [B-1-2]占用の経緯」を参照。	_		
A 基基等の理念方分類証	A-1 基本すり である 高 る る る る る え 、 満 足 を 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	●基本理念(案 -2)の内容を満 足しているか	3 審査区分 A 基本理念と基本方針等の検証 A − 1 基本理念と対する満足状況 ● (A − 1 − 1)地域住民や高治体からのニーズの内容 O「昔のように水遊びや水辺の散策などができる親しみある野洲川の復活力が地域住民より強く望まれ「野洲川の自然の地形を利用したとなった場所でな会に利用できる親水空間」を地域住民と行政が一体となり計画した公園です。 ○ 欧存イベントを活用した地域内外の交流・イベントなどを開催することにより地域の活性化を図めることを目的としています。 ○ 欧存イベントを活用した地域内外の交流・イベントなどを開催することにより地域の活性化を図りたいとの要望を向っています。 ○ ではや河川レンジャーより公園を存扱し、イベントなどを開催することにより地域の活性化を図りたいとの要望を向っています。 ○ 中山市野洲川河川公園非常時における管理に関する要綱に服部水位設測所で水位・加以上は予備養程とおり車両の進入を禁止する等の措置をとることになっているが、日常的に1m前後の水位であることから現場との整合性がとれていないため見直すべきであるとの要望を何っています。 ● (A − 1 − 2)オープンスベースである河川敷地の多様な利用の状況 ○ の形を、キャッチボール、野島観察、スケー・ボード、釣り等の多様な利用があります。 ○ ○ (A − 1 − 2)オープンスペースである河川敷地の多様な利用が扱いでは、クラウンドゴルフ、いかだくだり、カヤック教室、野洲川探検等が開催されています。 ○ ○ 全番者・大り、プラウンドゴルフ、いかだくだり、カヤック教室(地元)カヤック野洲川を下ります 野洲川探検(明レンジャー)自然観察等 野洲川探検(明レンジャー)自然観察等 野洲川探検(明レンジャー)自然観察等 野洲川探検(明レンジャー)自然観察等 「個人 − 1 − 3]環境学習を推進する場として利用を推進している内容 ○ ハ学校等教育機関からの間い合わせ等について本公園の利用を推奨しています。 ○ ○ (A − 1 − 3)環境学習を推進する場として利用を推進している内容 ○ ハ学校等教育機関からの間い合わせ等について本公園の利用を推奨しています。 ○ ○ (公園の周辺において、定期的に発して利用を推進している内容 ○ (小学校等教育機関からの間い合わせ等について本公園の利用を推奨しています。)の公園の同立において、定期的に地域とで利用を推進している内容 ○ (小学校等教育機関からの間い合わせ等について本公園の利用を推奨しています。)のでは、発見を理解し、対しないでは、はないでは、対しないでは、対しないでは、はないでは、対しないでは、はないでは、対しないでは、はないでは、はないないではないでは、はないでは、はないではないでは、はないではないではないでは、はないではないではな	洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」により地域、学識経験者、行政等が連携して計画する施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても地元の理解を得ていべべき。  (C35地域活性化) 〇既存イベントを改善、工夫した地域内外の交流活性化イベントの開催が「守山まるごと活性化ブラン」において検討されている。 (C42利用者意見) 〇「守山まるごと活性化ブラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」において出された、「水に親しめなくなっている」「集まる場所・イベントが不足している」などの意見を反映した施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても利用者の意見を微せられたい。  【参考】基本理念(案-1) 川は、生物が生息・生育する場として地域が有す文化が形成されてきている。 こうした認識の下で、将来に地域の貴重な財産を利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とで、利用」を尊重することを河川敷利用の基本理念とで、1、参考】基本理念(案-2) 川は、生物が生息・生育する場として地域が有す化を形成してきた場である。それを将来にわたって、法で、川を守るという人と川とのつながりを構築して、で、川を守るという人と川とのつながり様葉と「そのために「川でなければできない利用、川に活	る貴重な自然環境であり、人々が利用する場であり、地域固有の保全していくためには、住民や自治体が、地域の特性や実情に にいくことが求められる。 かされた利用」を基本とするとともに、地域の住民や自治体から もの多様な利用が適正に行われるようにする。環境学習を推進す	かされた  D風土・文  応じた手  Dニーズ

事項	占用許可審 査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考		
k方針 6項	項目を満足し いるか	A-2 基本方針の各項目に対する満足状況  ●[A-2-1]基本方針(1)関係 ①河川環境の保全・修復を踏まえた取組内容 ○シルバー人材センターへ通年の維持管理を委託しており、地元シルバーにより、見回り、清掃、施設の点検、出入口の開閉、除草等としています。 添付資料(2-1): 都市公園管理業務委託契約書 添付資料(2-2): 都市公園管理業務性接書 ○地元へ除草等の管理を委託し、地域住民と協力し保全、修繕に取り組んでいます。 添付資料(3-1): 野洲川中洲親水公園支管理業務委託契約書 添付資料(3-2): 野洲川中洲親水公園支管理業務会託契約書 添付資料(3-2): 野洲川中洲親水公園支管理業務任様書	(C15維持管理) ○(前略)自然環境保全・創出方法について、治水・環境 上問題とならない維持管理が必要である。				
		②治水・河川管理及び適正な利水・利用に資する取組内容  ○公園施設の構造物は、洪水時に治水上の支障を生じさせないよう必要最小限の施設としています。 ○決水時等の非常時に備えて「守山市野洲川河川公園非常時における管理に関する要綱」を定めています。 ○公園として適切に維持管理することで、河川内の樹林化を抑制することにつながっており、治水面での流下能力の維持や、河川管理面での河川管理施設などの監視・巡視時の視界の確保などに貢献しています。 ○占有的使用の際は事前に申請書を提出いただき、不適切な利用を防ぐようにしています。 (根拠: 守山市都市公園条例第3条) 添付資料(4): 守山市都市公園条例  【参考】基本方針(1) 自然環境の保全・修復と治水、利水に資するものとする。 【参考】基本方針(1) 自然環境の保全・修復を踏まえたもの、また、治水・河川管理及び適正な利水・利用に資するものとする。	い)。 (D22-1構造物) ○構造物による治水上の影響は少ない。 (D22-2構造物流失) ○洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。 (D22-3構造物撤去) ○出水時に対する工作物撤去訓練を河川管理者立会の	○各取り組みは、治水、河川管理、利用に資すると認められる。			
				●[A-2-2]基本方針(2)関係 誰もが川とふれあえる取り組み内容 〇都市公園として整備し、都市公園法、守山市都市公園条例に基づき誰もが自由に利用できる空間としています。 ○親水護岸が整備されており、自由に川とふれあえます。また、いかだくだり、カヤック教室、野洲川探検等の川とふれあえる催しも開催されています。 【参考】基本方針(2) 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。	(C33川とのふれあい)	〇だれもが河川と容易にふれあえる施設であると認められる。	
		○琵琶湖河川事務所の指導の下、河川内工作物点検を毎年出水期前に実施しています。また、災害時に備えて河川内工作物 撤去訓練を琵琶湖河川事務所立ち合いの元、実際に対応する業者により対象の全構造物を転倒して毎年実施しています。 添付資料(5):守山市野洲川河川公園非常時における管理に関する要綱 添付資料(6):工作物点検表(令和2年度)	い)。 (D22-1構造物) ○構造物による治水上の影響は少ない。 (D22-2構造物流失) ○洪水時の流出前に、構造物の撤去を行う体制が構築されている。	○治水上の安全に配慮した取り組みがされており、支障はない。			
k:	方針 <sup>63</sup> 項目 <sup>て</sup> する	項目 <sup>ているか</sup> する	日16本的 ● (A - 2 - 1)基本方針(1)関係 ① (河川環境の保全・修復を踏まえた取組内容 ② (河川環境の保全・修復を踏まえた取組内容 ② (河川環境の保全・修復を踏まえた取組内容 ② (フルバー人科センターへ通中の健特管理を発しており、地元シルバーにより、見回り、清掃、施設の点検、出入口の開閉、除 事をとしています。 ※付資料(2 - 2): 都市公園管理業務任務書 ② (2 元 へ 第一年の管理を表任、地域住民に協力、保全、修繕に取り組んでいます。 ※付資料(3 - 2): 野洲川中洲親水公園芝管理業務委託契約書 ※付資料(3 - 2): 野洲川中洲親水公園芝管理業務を経り書 ② (2 元 ※ 河川管理及び通正な利水・利用に資する取組内容 ○ 公園施設の構造物は、法水市に含水上の支援を生じさせないよう必要量小限の施設としています。 ○ 公園施設の海域・海域・海域・海域・海域・海域・海域・海域・海域・海域・海域・海域・海域・海	(日本) (1938年 2012 (1938年 2013 日本) (1938年 201	### 1987年 (1987年) 1987年 (198		

区分	基本的事項	占用許可審 査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考
			②利用者の安全に配慮した取組み 〇シルバー人材センターへ通年の維持管理を委託しており、地元シルバーにより、見回り、清掃、施設の点検、出入口の開閉、除草等をしています。 〇地元へ除草等の管理を委託し、地域住民と協力し保全、修繕に取り組んでいます。 〇迷恋行為等を禁止する注意看板を設置しています 写真(看板):別添  【参考】基本方針(3) 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。	きである。適正な草刈等の維持管理が必要である。なお、 地域と協働した維持管理の計画が望まれる。自然環境保	〇地域と協働した維持管理や小学生の利用に配慮した注意 事項の掲示など、前回諮問の委員会意見に対する取り組み が認められる。	
			● [A-2-4]基本方針(4)関係 ①整備範囲が必要最小限である根拠・理由等 ○整備においては河川保全の観点から最小限の整備を心掛けており、琵琶湖河川事務所とも協議し、整備内容について承認を 得た上で整備しています。 ②供用前の状態への復元や整備資材の廃棄が容易となる工夫、取組み ○駐車場について、思いやりスペース以外は砂利舗装としています。 ○必要最小限の整備としています。 【参考】基本方針(4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の状態への復元と整備資材	(B12適正面積) ○不要と思われる施設は含まれず適正と判断する。 (D16環境復元) ○施工上、撤去が困難な構造物はなく、早期復元が見込める。	○必要最小限の根拠の記載はない(自由使用に関する適正面積の根拠基準等はない)が、特別過度な規模ではない。 ○治水や管理等に資する面を有することから、必要性が認められる。 ○撤去が著しく困難な構造物はなく、供用前の状態への復元は容易である。	
			の廃棄が容易な工夫をするものとする。  ■[A-2-5]基本方針(5)関係 利用が競合する関係者間の合意形成の内容 ○占有的使用の際は事前に申請書を提出いただき、利用が競合しないようにしています。 ○これまで「筏くだり」イベントにおいて、仮設トイレ・駐車場の増設実績あり  【参考】基本方針(5) 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。	_	○利用が競合しないよう調整できる取り組みが認められる。	

区分	基本的事項	占用許可審 査の観点	占用許可申請説明書〈原文〉	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字: 委員会意見を反映した事項 青文字: 河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考
			●[A-2-6]基本方針(6)関係 ①数多くの人々に利用されている状況、又は、利用が想定される根拠 ○散歩、キャッチボール、野鳥観察、スケートボード、釣り等の多様な利用があります。 ○たこあげ、グラウンドゴルフ、いかだくだり、カヤック教室、野洲川探検等が開催されています。 ○イベント参加人数 たこあげ、H30 約20人 グラウンドゴルフ H30 約20人 いかだくだり R1 約200人 ハヤック教室・計画中 約10人(見込み) なかす野洲川たんけん隊 R1 約270人(計13回)	_	〇日常的な利用からイベントまで、多様な利用が認められる。	
			②存続・新設に対する自治体、住民からの要望の内容 〇地域や河川レンジャーより公園を存続し、イベントなどを開催することにより地域の活性化を図りたいとの要望を伺っています。 (要望元:中洲学区)		〇地域等から強い存続要望がある。 〇供用後も、施設の活性化について地域から提案が寄せら れるなど、強い関心を持たれている。	
			③現状の自然環境の保全に配慮している内容  〇駐車場について、思いやりスペース以外は砂利舗装としています。 〇必要最小限の整備としています。 〇車両が河川区域内に侵入できない(駐車場から公園区域への進入不可)構造としています。 〇管理作業では、小型車両で、低速走行を心がけています。 〇除草剤等薬剤は使用していません。 〇利用者にはゴミの持ち帰りを注意喚起しています。 〇地元には除草を委託しています。	_	〇河川環境の保全に一定の配慮をした取り組みが認められる。	
			④防災機能としての役割を果たしている内容 ○水書時以外においては平坦で広大な面積を有しているため、避難、復興、復旧の拠点として利用しやすいと思われます。 ○野洲川の高水敷は放置することで樹林化が進行する環境条件のため、高木が密に茂る可能性があり、樹林化の進行によって 野洲川の洪水時に必要とされる流下能力が阻害される可能性があります。 ○占用地を公園として適切に維持管理することで、河川内の樹林化を抑制することにつながっており、治水面での流下能力の維持や、河川管理面での河川管理施設などの監視・巡視時の視界の確保などに貢献しています。	_	○施設は防災機能の一助を担っていると認められる。	
			【参考】基本方針(6) 数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。			

区分	基本的事項	占用許可審 査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考
	A-3 前を放った理の対す状である。 前を対するでは、 前のでは、 前のでは、 前のでは、 前のでは、 前のでは、 前のでは、 前のでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	●前回の意見 書、委員会意 見、河川管理 見、河川等に対 して取り組んで いるか		(C21利用状況) 〇(前略)供用開始後は利用状況を把握できるよう計画されたい。イベント等以外でも、自由利用の促進を図っていかれたい。 (C24利用者対応) 〇(前略)イベント等の際の守山市、主催者それぞれの対応義務について明確にしておかれたい。 (C25駐輪・駐車場) 〇(前略)公園周辺の交通状況も含め、イベント等での参加者増対策の臨時処置を定めておかれたい。	○意見に対する一定の取り組みが認められる。	
			【前回意見書意見②】広場の表層等施設整備による環境への影響に配慮し、さらに継続的な監視をされたい。 (回答) シルバー、地元へ日常的な管理を委託しており、その中で監視を実施しております。また、見たことのない生物や植物があるかなどにも配慮し監視をしております。  【前回意見書意見③】安全管理、施設管理、維持管理のための具体的な計画について、以下を踏まえ、早急に作成されたい。 (1)砂州の形・高さの変化・水深の変化に対応した安全管理、施設管理。 (2)川砂の採取、ゴミ投棄等の不法行為に対する監視等の対策。 (3)低水路への斜路等、水辺付近における子ども、お年寄り、身体障がい者への安全対策。 (4)継続的かつ適正な草刈等維持管理となるような、方法、頻度等。なお、地域と協働した維持管理となることが望まれる。 (5)治水・環境上問題とならない自然環境保全・創出方法。 (6)安全対策や利用上の注意について、子どもへの配慮をした看板、また広報への記載や小学校における周知。 (回答) (1)中間報告に記載のとおり、管理計画に基づき(第9条、第10条)対応することとし、定期点検において調査を行い状態を把握するよう定めており(管理計画第4条(2)施設点検・パトロール)適切に施設の安全管理を行っています。 (2)不法投棄等の防止については、管理計画第4条(3)において、重点的に点検・パトロールを行うことを定めています。 (3)保護者等の監視がない状況での低水路への進入防止等安全対策について、点検・パトロール時に安全指導等をあわせて実施していきます。(管理計画第4条(6)に記載)	(C15維持管理) 〇具体的な維持管理の計画が未定であり、早急に作成す べきである。適正な草刈等の維持管理が必要である。な お、地域と協働した維持管理の計画が望まれる。自然環	〇「【仮称】野洲川中洲地区河川公園管理計画」が策定さ	
				(1839を主列東の周知) ○看板、広報、ホームページによる周知に加えて、小学校 における教育の実施も予定されている。また、水際や低水 路における危険の周知については、特に配慮されたい。	〇地域と連携した河川環境の保全に向けた取り組みが認められる。	

区分	基本的事項	占用許可審 査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋))  赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考
			【前回意見書意見⑤】砂州の形状や流路の変化が生じ、斜路を利用し水辺に近づくことが困難になることも想定される。その場合の利用のあり方について検討されたい。 (回答) ・中間報告に記載のとおり、管理計画第9条及び第10条に定める措置をとって使用禁止とし、進入、使用できないよう処置を行うこととしています。 ・また「河川に親しむ」ことは、物理的に水辺に近づくということだけでなく、公園を利用することで自然環境としての河川空間にふれ合えるという目的が達せられるということと考えております。		○河川管理者としても、意見交換会等を通じて、流路が変わっても自然環境(河川空間)と親しむという目的が達せられる利用方法等を提案していきたい。	
			上記③④で記載のとおり、地元との協働での維持管理を行っており、今後も地元と協議しながら管理を行います。 添付資料(7):中渕親水公園管理計画(修正版)	(B42地元の理解)  O「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」により地域、学識経験者、大政等が連携して計画する施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても地元の理解を得ていくべき。  (C42利用者意見)  O「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」において出された、「水に親しめなくなっている」「集まる場所・イベントが不足している」などの意見を反映した施設である。今後の設計の段階や、供用開始後においても利用者の意見を微せられたい。	〇地域と協働した維持管理や、地域から施設の利用活性化に向けた提案が行われるなど、地域と連携した取み組みが 継続して行われている。	

区分	基本的事項	占用許可審 査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考
B 占用施設 の計画理由 の検証		(占用の概要)	B 占用施設の計画と設置理由の検証 B-1 占用に係る事業計画の概要、占用の必要性、経緯 ●[B-1-1]占用施設の概要 ・(B-1-1]占用施設の概要 ・(B-1-1]占用施設の概要 ・(B-1-1]占用施設の概要 ・(中山市による「守山まるごと活性化プラン検討委員会学区別会議(中洲地区)」及び「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」における地域の意見をもとに、「昔のように水遊びや水辺の散策などができる親しみある野洲川の復活」が地域住民より強く望まれ「野洲川の自然の地形を利用した誰もが安全に利用できる親水空間」を地域住民と行政が一体となり計画した公園であり既存イベントを活用した地域内外の交流イベントなどを開催することにより地域の活性化を図ることを目的としています。 整備にあたっては「かわまちづくり支援制度(国土交通省)を活用し、国交省が整地や河川管理施設(親水護岸、管理用通路(散策路))を整備し、守山市が公園整備や駐車場を設置しています。 本施設は、自然環境保全・創出広場、自然体験交流広場、緑陰の広場、駐車場、水辺に近づくことのできる緩やかな斜面の護岸等で構成されており、野洲川の自然に親しむ自由使用のほか、地域活性化のための各イベントや小学校における環境教育の場等として利用されています。 (位置)守山市幸津川町地先(野洲川左岸1.6k~2.2k付近)(管理区域)2.70ha	(B11必要理由) ○妥当である。	○地域と行政が一体となり計画・整備した施設であり、必要性が認められる。	
		(占用の経緯)	●[B-1-2]占用の経緯    許可日及び参与   占用期間   占用面積   編 考     字成 27 年 12 月 1 日   田近整発占調占河占第35 号 ~ 平成 22 年 12 月 1 日   日近整発占調占河占第35 号 ~ 平成 22 年 11 月 30 日     平成 23 年 6 月 27 日   田近整発 占調占河占第24 号   (変更なし)   (変更なし)   数量変更     平成 29 年 5 月 31 日   田近整発占調占河占第15 号   (変更なし)   (変更なし)   出来高に伴う数量精査     添付資料 (1-1) (1-2) (1-3):河川法占用許可書			
		替設か 施設 かん を かん を かん を かん を かん を かん かん はい がい はい がい はい かん かん はい がい はい かん	●[B-1-3]堤内地での代替可能性 ○「昔のように水遊びや水辺の散策などができる親しみある野洲川の復活」が地域住民より強く望まれ「野洲川の自然の地形を 利用した誰もが安全に利用できる親水空間」を地域住民と行政が一体となり計画した公園であり、親水(緩傾斜)護岸を介して水辺とふれあえる施設のため、堤内地で代替場所を確保することは困難であるものと考えています。  ●[B-1-4]地域計画における施設の位置付け ○守山市第5次総合計画において公園機能の充実、整備等が謳われています。 ○中山市第5次総合計画において公園機能の充実、整備等が謳われています。 ○中山市第5次総合計画マタープランにおいて中学区まちづくり方針で野洲川の河川敷については、水と親しみ、地域のふれあいの拠点となる河川公園の整備が謳われています。 ○地域防災計画には位置づけはありません。	(B21代替可能性) ○代替できない施設である。	<ul><li>○野洲川の自然環境等にふれあえる親水空間として利用されており、堤内地では代替できない。</li><li>−</li></ul>	
	B-2 現許可内 容からの 変更計画	●施設の変更 内容及び変更 理由は適切か	B-2 現許可内容からの変更計画  ●[B-2-1]施設の変更内容 [B-2-2]変更の理由・妥当性  ○施設の変更については、ありませんでした。	(C12施設の変遷) ○新規申請である。	_	

区分	基本的事項	占用許可審 査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考			
	C-1 施設配置 計画	●施設配置計 画は流域住民 等の意向をか 映しているか	C 占用施設の利用計画と利用者等からの検証  C-1 施設配置計画  ●[C-1-1]地域住民の理解を得た方法  ○地元が「昔のように水遊びや水辺の散策などができる親しみある野洲川の復活」を強く望まれていたため、行政はそれに寄り添い「野洲川の自然の地形を利用した誰もが安全に利用できる親水空間」を地域住民と行政が一体となり計画することにより理解を得ております。  「「中洲地区かわまちづくり検討委員会」で地元から意見を聴取し、地元の意見を反映させた整備コンセプト(「自然豊かな水辺空間の魅力を活かした野洲川」「安全で安心して利用できる野洲川」「市民とつくるにぎわいのある野洲川」)が設定された。また「中洲学区まるごと活性化プラン」において「河川敷の公園化推進」を地域と行政で、また「みんなで担う公園管理のしくみ作り」を地域主体のプロジェクトとして取り組んでいくこととしています。  添付資料(8):「「守山まるごと活性化プラン(中洲学区)」資料  添付資料(9):「野洲川(中洲地区)かわまちづくり検討委員会」まとめと整備の方向性	理解を <mark>ても地元の理解を得ていくべき。</mark> 水辺空 た「中					
	C-2 施設の維 持修繕計 画、管理 体制	●施設の維持 管理計画は適 正か	C-2 施設の維持修繕計画、管理体制  ● (C-2-1)施設の管理計画、管理体制  ○シルバー人材センターに委託し、日常的な見回りをしています。 ○占用的利用は届け出が必要であり不適切な利用を防止しています。 ○中洲会館でイベント等の予約受付をしています。 ○現地に利用の注意を設置しています。	(「A-2-3利用者の安全に配慮した取組み」のとおり。)	O「A-2-3利用者の安全に配慮した取組み」のとおりで、管理 方法について特に問題はない。				
			●[C-2-2]トイレ・休憩施設等の便益施設の確保と適正な維持管理の方法 ○堤防天端にトイレを設置しています。シルバー人材センターに清掃を委託しています。 ○東屋を設置しています。シルバー人材センターに日常の目視点検を委託しています。また、専門業者による年1回の点検をしています。災害時には、転倒できる設計となっており、治水に配慮しています。 ○ごみ箱を設置しないことにより家庭ごみの持ち込みを防止しています。やむなく放置されたごみについては、シルバー人材センターに清掃を委託しており、適切に処分しています。	(C22便所) ○移動式トイレを1箇所設置され、清掃は週6日行う計画である。 (C23ゴミ処理) ○看板の設置等によりゴミの家庭への持ち帰りを周知する。	〇適正に維持管理されている。				
	C-3 施設利用 方法	●設置する施設は広く利用できる施設か	<ul><li>C-3 施設利用方法</li><li>●既存類似施設が申請場所の近隣にある場合、その施設の共同利用について、所管者と協議を行った結果</li><li>○既存類似施設は同地区にはありません。</li></ul>	(C14共同利用) 〇小浜河川公園とは異なる存在であることから、近隣に類似施設はない。(後略)	〇近隣に、親水空間と親しむことを目的とした類似施設はない。				
	C-4 施設利用 状況	●占用施設の 利用状況を把 握できるか	C-4 施設利用状況  ●[C-4-1]占用施設の利用者数を把握する方法  『取組状況報告』の①「に「イント及び自由利用について(略)利用状況を把握できるよう計画されたい」との意見に対して「利用状況の把握については、イベント等の入込数は主催者に報告等を求めて把握に努める(略)」と報告があったとおり、イベント利用者 数の実績等を以下に掲げます。  ○イベント参加人数 たこあげ H30 約20人 グラウンドゴルフ H30 約20人 しかだくだり R1 約200人 カヤック教室 計画中(10人) なかす野洲川たんけん隊 R1 約270人(13回) なおお平常時の利用状況については、今後管理委託を利用する等、随時利用者数の把握に努めます。	(C21利用状況) 〇(前略)供用開始後は利用状況を把握できるよう計画されたい。イベント等以外でも、自由利用の促進を図っていかれたい。	○自由利用(自由使用)については、管理委託等を活用した 利用者数の把握の取り組みを期待する。				
			●[C-4-2]施設利用に関する要望及び維持管理等への反映 〇守山市野洲川河川公園非常時における管理に関する要綱に服部水位観測所で水位1m以上は予備警報となり車両の進入を 禁止する等の措置をとることになっているが、日常的に1m前後の水位であることから現場との整合性がとれていないため見直す べきであるとの要望を伺っています。 〇上記要望を受け、非常時における水位について、今回の占用更新を期に基準水位を0.5mずつ引き上げることを検討しており、 許可更新申請に合わせて、管理計画および市の要綱を訂正し、提出予定です。	_	○基準水位について、現地の実情・実態に応じた変更への 要望に対する反映が検討されている。				

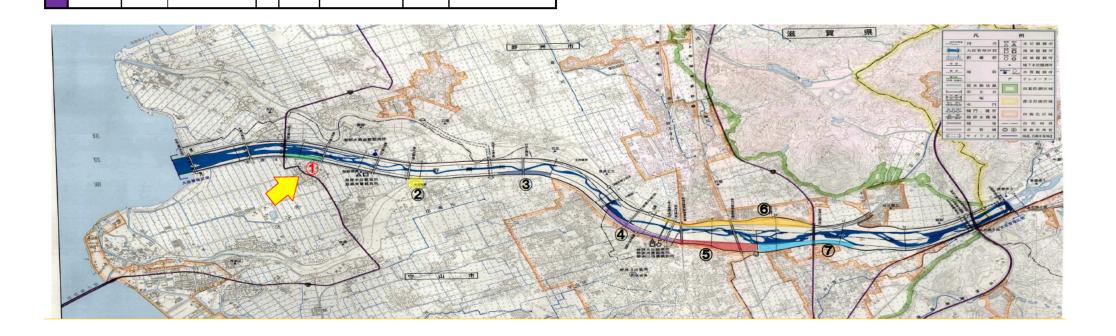
区分	基本的事項	占用許可審 査の観点	占用許可申請説明書(原文)	参考(前回審査の判断(H26審査表より抜粋)) 赤文字:委員会意見を反映した事項 青文字:河川管理者の見解のままの事項	説明書に対する河川管理者の見解、評価	備考
	D-1 環境・景観 への影す に配慮	●占用地・日本 日本 日	D 環境・治水・利水を考慮した占用施設の検証  D−1 環境・景観への影響に対する配慮  ()D−1 −1)施設及び周辺の環境の現状と規制内容 ()施設及び周辺の環境(自然生態系、自然・生活環境)の現状 () ○占用区域内にほどを整備していますが、一部芝を整備せず従来の自然を残し、占用区域内に取り込んでいます。 () ○既存樹木を残し、占用区域内に取り込んでいます。 () ○日田区域内高辺において公園整備おける自然生態系等への影響は確認しておらず、地域等からも苦情等はありません。むしろ占用区域内を放置しておくとすぐに自然回帰しそうなほど既存植物の種子等が占用区域内で繁茂しています。 () ①重要種(動物))カイツブリ・ノスリ・オオジュリン・セッカ ((重要種(動物))カイツブリ・ノスリ・オオジュリン・セッカ ((重要種(動物))アレチウリ・オオカワデシ・ノニガナ (分来種(植物))アレチウリ・オオカワデシャ・オオキンケイギク・ウスゲオオパナミズキンパイ 添付資料(10−1): 河川水辺の国勢調査・H27年度(動物)添付資料(10−2): 河川水辺の国勢調査・R1年度(植物)  ②施設及び周辺の環境(自然生態系、自然・生活環境)に係る現行の規制内容 () ○占用区域やその周辺において、環境に関する特別な法規制の設定はありません。  ●[D−1−2]施設が周辺の環境(自然生態系、自然・生活環境)に与える影響(又は影響予測) () ○施設の維持管理において、環境に関する特別な法規制の設定はありません。  ●[D−1−2]施設が周辺の環境(自然生態系、自然・生活環境)に与える影響(又は影響予測) () ○施設の維持管理において除草剤や殺虫剤等は使用していません。またトイレは堤防天端にあり、汲み取り式で定期的に汲み取り、悪臭を拡散させないように適切に管理しています。これらの生態系や自然環境・生活環境に配慮した取組を進めており、影響は軽微といえる。 () ○河川水辺の国勢調査において、添付資料(10)のとおり重要種が確認されていることから、施設管理において周辺の自然生態系、自然環境、生活環境に影響を与えていることは確認していません。	(D11-1大気汚染) ○大気汚染の発生源となる施設ではない。 (D11-2水質汚濁・底質汚染) ○水質汚濁・底質汚染) ○水質汚濁・底質汚染・悪影響を与える施設は設置しない。また、除草剤等も使用しない。 (D11-3土壌汚染・悪影響を与える施設は設置しない。また、除草剤等も使用しない。 (D11-4地下水) ○野洲川、または周辺の地下水の水質に影響を与える施設ではない。 (D11-5騒音・振動) ○騒音振動を発生する施設ではない。 (D11-6悪臭) ○悪臭の発生源となる施設ではない。 (D12地形改変) ○地形の改変は軽微である。 (D13整備の影響、D14-1陸生生物、D14-2水生生物、D15生態系) ○施設整備の影響について継続的な監視が必要である。 (D17作業車の通行影響) ○駐車場、管理用通路を使用するが、走行頻度が明らかでない。		
	(景観)	●占用地の整備利用によっ 備利用によっ で、占用区域是 その周辺の景 観に与える影響は軽微か	(景観)  ●[D-1-3]景観の現状と規制内容  ○占用区域内の樹木の密集がなくなり、緩傾斜護岸も整備されたことで見通しがよくなり野洲川に親しみやすい景観となっています。 ○景観に関する特別な法規制の設定はありません。  ●[D-1-4]施設が景観に与える影響(又は影響予測) ○占用区域の整備範囲を必要最低限としており、工作物等にも配慮し、琵琶湖河川事務所とも協議の上、整備しているため景観に与える影響は最小限に留めており(影響は)軽微であると考えます。	(D41景観) 〇景観への影響に配慮した施設配置を行うとしている。 (D43植栽) 〇周辺景観への影響は軽微である。また、一部既存木を利用する。	○施設の殆どが広場で、必要最小限の工作物や植樹で構成されているため、景観上著しい支障とはならず影響は軽微と考える。	
	(治水)	●治水上の支 障が生じない 施設整備、利 用形態か	(治水) ●[D-1-5]施設が治水上の支障となる可能性 -	(「A-2-1②治水・河川管理及び適正な利水・利用に資する取組内容」、「A-2-3①治水上の安全に配慮した取組み」のとおり。)	○「A-2-1、②治水・河川管理及び適正な利水・利用に資する取組内容」、「A-2-3、①治水上の安全に配慮した取組み」のとおりで、治水上の支障は問題がない。	
	(利水)	●利水上の支 障が生じない 施設整備、利 用形態か	(利水)  ● [D-1-6]施設が利水上の支障となる可能性  ○占用区域とその周辺の河川水質・底質・地下水・河川伏流水に影響を与える施設はなく、維持管理で除草剤や殺虫剤等は使用していません。	(D31利水計画) 〇占用施設に利水計画はない。 (D32利水への影響) 〇利水計画はなく、既存の水利使用に影響を与えない。	〇水質に悪影響を与える施設や維持管理は行っておらず、 利水への支障は生じないと考える。	

## 審査結果一覧表(野洲川中洲親水公園) 2020.11.26

基本方針	河川管理者の <mark>見解・評価</mark> (資料ー6、A-2「基本方針の各項目に対する満足状況」における「河川管理者の 見解、評価等」(基本方針(1)~(6)関係)と同じ内容を <mark>記載</mark> )	備 考
(1) 自然環境の保全・修復と治水、利水に資するものとする。 (1) 首然環境の保全・修復を踏まえたもの、また、治水・河川管理及び適正な利水・利用に資するものとする。	〇地域との協働を含め、自然環境に悪影響を与えないよう一定の配慮をした維持管理を行い、現状の河川環境の保全に取り組んでいる。 〇各取り組みは、治水、河川管理、利用に資すると認められる。	占用許可申請説明書、資料-6 ・A-2-1に記載
(2)誰もが河川と容易にふれあえるものとする。	〇だれもが河川と容易にふれあえる施設であると認められる。	占用許可申請説明書、資料-6 ・A-2-2に記載
(3)利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。	○治水上の安全に配慮した取組みがされており、支障はない。 ○管理計画(「【仮称】野洲川中洲地区河川公園管理計画」)が策定され、これに基づいた維持管理が行われている。 ○地域と協働した維持管理や小学生の利用に配慮した注意事項の掲示など、前回諮問の委員会意見に対する取り組みが認められる。	占用許可申請説明書、資料-6 ・A-2-3に記載
(4) 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の <mark>状態</mark> への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。	○必要最小限の根拠の記載はない(自由使用に関する適正面積の根拠基準等はない)が、特別過度な規模ではない。 ○治水や管理等に資する面を有することから、必要性が認められる。 ○撤去が著しく困難な構造物はなく、供用前の状態への復元は容易である。	占用許可申請説明書、資料-6 ・A-2-4に記載
(5)利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。	〇利用が競合しないよう調整できる取り組みが認められる。	占用許可申請説明書、資料一6 ・A-2-5に記載
(6)数多くの人々に利用され、また住民や自治体等から存続及び新設の強い要望があり、かつ、適正な維持管理によって現状の自然環境の保全に配慮しつつ、防災機能としての役割があるものとする。	○日常的な利用からイベントまで、多様な利用が認められる。 ○地域等から強い存続要望がある。 ○供用後も、施設の活性化について地域から提案が寄せられるなど、強い関心を持たれている。 ○河川環境の保全に一定の配慮をした取り組みが認められる。 ○施設は防災機能の一助を担っていると認められる。	占用許可申請説明書、資料ー6 ・A-2-6に記載

# 審議対象となる野洲川占用施設一覧

地名	件名	許可 受け者	場所		占用面積 (m²)	占用許可期間	期間 満了年度	主な施設	地点 番号	件名	許可 受け者	場所		占用面積 (m²)	占用許可期間	期間 満了年度	主な施設
1	野洲川 中洲親水公園	中山市	守山市幸津川町地先	左岸	27,000.99	平成27年12月1日 ~令和2年11月30日		自然体験交流広場 自然環境保全・創出広場 緑陰の広場	(5)	野洲川 立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏 川原~立入町川原	左岸	100,768.77	令和2年4月1日 ~令和3年3月31日	令和2年度	散策広場、クレイ広場、 芝生広場、パスケットコート、 グラウンドゴルフ場、グラウンド
2	野洲川改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.01	平成31年4月1日 ~令和6年3月31日	令和5年度	サッカー場 グラウンドゴルフ場 多目的広場	6	野洲川河川公園	野洲市	野洲市野洲地先~野洲 市三上地先	右岸	139,181.10	令和2年4月1日 ~令和3年3月31日	令和2年度	芝生広場、多目的運動場、 野球場、陸上競技場、 テニスコート、ゲートボール場、 グラウンドゴルフ場、健康広場
3	野洲川 川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.40	平成30年10月1日 ~令和3年9月30日	令和3年度	多目的広場 グラウンドゴルフ場 緑地広場	7	野洲川運動公園	栗東市	栗東市出庭 字外川原付近	左岸	34,794.36	令和2年4月1日 ~令和3年3月31日	令和2年度	グラウンドゴルフ場、芝生広場、 場、 テニスコート、ソフトボール場、 多目的広場、陸上競技場
4	野洲川 ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	守山市小島町字橋本地 先~野洲市野洲字坂田 地先	左岸	76,362.11	令和2年10月1日 ~令和7年9月30日	会€07年度	せせらぎ広場 ホタル広場 イベント広場 自由広場		※567に <b>関</b> し	ては令和元年	<b>手度末に1年間の更新許可</b>	を行い	、占用許可期	- 開間は令和3年3月31日ま	で、期間満了名	年度は令和2年度となります。



# 参考資料-2

# 今後のスケジュールについて(令和2年度)

	令和2年度						
委員会回数	第56回		第 57 回		第	58回	
月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
野洲川ふれあい広場 (野洲市・守山市)	諮問 意見の提案・助言						
野洲川中洲親水公園 (守山市)			諮 問 意見の提案・助言				
野洲川立入河川公園 (守山市)						格問 提案・助言	
野洲川河川公園 (野洲市)					-	啓 問 提案・助言	
野洲川運動公園 (栗東市)					Ī	格 問 提案・助言	